2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ認定保証業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって当該書類に代えることができる。

3　認定保証業者は、第一項各号に掲げる書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、家賃債務保証業務に係る契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

（標識の掲示）

第四十三条　認定保証業者は、その事務所又は営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、別記様式第十号による標識を掲げなければならない。　（新設）

（保険価額に乗じる割合）

第四十四条　法第八十条第三項の国土交通省令で定める割合は、認定住宅入居者の家賃債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の保証に係るものにあっては百分の七十から百分の九十までの範囲内とし、その他の家賃債務の保証に係るものにあっては百分の七十とする。　（新設）

第六章　雑則

（権限の委任）

第四十五条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、認定保証業者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号及び第五号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。　（新設）

一　法第七十二条第二項の申請書を受理し、同条第四項の認定を行い、及び同条第五項の規定により通知すること。

二　法第七十四条第一項の規定による届出を受理すること。

三　法第七十五条第一項の規定による届出を受理すること。

四　法第七十七条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

五　法第七十八条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

六　法第七十九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消し、及び同条第三項の規定により通知すること。

七　第三十四条ただし書の規定により記載の必要がないと認めること。

八　第三十五条ただし書の規定により添付の必要がないと認めること。

九　第三十七条の規定による提出を受理すること。

2　前項第四号及び第五号に掲げる権限で認定保証業者の主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。